

○鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程

平成17年10月1日

告示第19号

改正 平成20年3月27日告示第94号

平成20年3月31日告示第128号

平成22年3月31日告示第73号

平成24年3月30日告示第94号

平成27年3月31日告示第119号

平成31年3月29日告示第126号

令和4年3月31日告示第62号

令和5年3月6日告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、鶴岡市指名競争入札参加資格基準（平成17年鶴岡市告示第18号）第1項に規定する工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付をする建設工事の種類)

第2条 等級別格付は、次に掲げる工事について行うものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 舗装工事
- (4) 電気工事
- (5) 管工事
- (6) 水道施設工事

(格付を対象とする者)

第3条 等級別格付の対象は、鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）第26条第2項の規定により競争入札参加者名簿に登録された者で、市内に営業所を有し1年以上経過したものとする。

(格付の方法)

第4条 等級別格付は、2年に1度、改定年度の前年度の12月末日を基準日として、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査によ

り算出された数値に別表に掲げる主観的審査事項の評定により算出した数値を加算した総合数値に基づき行うものとする。

(一部改正〔平成27年告示119号〕)

(格付の基準)

第5条 等級別格付の区分は、次に定めるところによるものとする。

(1) 土木一式工事

等級	総合数値
A	850点以上（特定建設業の許可を有する者に限る。）
B	700点以上（A等級に格付けされる者を除く。）
C	600点以上700点未満
D	600点未満

(2) 建築一式工事

等級	総合数値
A	800点以上（特定建設業の許可を有する者に限る。）
B	650点以上（A等級に格付けされる者を除く。）
C	500点以上650点未満
D	500点未満

(3) 舗装工事

等級	総合数値
A	850点以上
B	600点以上850点未満
C	600点未満

(4) 電気工事

等級	総合数値
A	780点以上
B	680点以上780点未満
C	680点未満

(5) 管工事

等級	総合数値
----	------

A	750点以上
B	650点以上750点未満
C	650点未満

(6) 水道施設工事

等級	総合数値
A	700点以上
B	600点以上700点未満
C	500点以上600点未満
D	500点未満

(一部改正〔平成20年告示94号・22年73号〕)

(設計金額に対応する等級)

第6条 工事の設計金額に対応する等級は、次に定めるとおりとする。ただし、緊急を要する工事、特別な技術を要する工事その他特に必要と認める工事については、この限りでない。

(1) 土木一式工事

等級	設計金額
A及びB	5,000万円以上
A、B及びC	1,000万円以上5,000万円未満
B及びC	500万円以上1,000万円未満
C及びD	500万円未満

(2) 建築一式工事

等級	設計金額
A	1億2,000万円以上
A及びB	3,500万円以上1億2,000万円未満
B及びC	900万円以上3,500万円未満
C及びD	900万円未満

(3) 舗装工事

等級	設計金額
A	1,300万円以上
A及びB	500万円以上1,300万円未満

B及びC	500万円未満
------	---------

(4) 電気工事

等級	設計金額
A	3,000万円以上
A及びB	1,000万円以上3,000万円未満
B	500万円以上1,000万円未満
B及びC	500万円未満

(5) 管工事

等級	設計金額
A	2,000万円以上
A及びB	500万円以上2,000万円未満
B及びC	500万円未満

(6) 水道施設工事

等級	設計金額
A及びB	2,000万円以上
B及びC	500万円以上2,000万円未満
C及びD	500万円未満

(格付の公表)

第7条 市長は、第4条及び第5条の規定により等級別格付を行った者について、総務部契約管財課に備え置く等級別格付表により公表するものとする。

(一部改正〔平成20年告示128号〕)

(格付の有効期間)

第8条 格付の有効期間は、格付を行った翌年度の3月31日までとする。

(その他)

第9条 この告示に定めのない事項及びこれにより難い事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程（平成7年鶴岡市告示第44号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月27日告示第94号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第128号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第73号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第94号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第119号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第126号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第62号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月6日告示第41号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（全部改正〔平成27年告示119号〕・一部改正〔平成31年告示126号〕）

区分		数値	対象期間等
工事成績		（建設工事種類ごとの成績評定の平均－建設工事種類ごとの市内業者の平均値）×5点	基準日以前の2年
指名停止、法	指名停止1回につき	指名停止月数×（－20）	基準日以前の2年

令違反等の状況		点	
	文書注意 1 回につき	- 1 5 点	
	労働基準法違反等 1 回につき	- 2 0 点	
	建設業退職金共済制度関係法令違反 1 回につき	- 2 0 点	
除雪協力	鶴岡市の市道等除雪委託について契約実績がある	1 0 点	基準日時点の契約実績
地域社会貢献	鶴岡市消防団協力事業所表示証の交付を受けている	5 点	基準日時点の交付状況
	災害復旧工事の契約件数	災害復旧工事の契約件数が 4 件までは 5 点、5 件以上は 1 0 点	基準日以前の 2 年
	保護観察所協力雇用主の登録	5 点	基準日時点の登録実績

備考 共同企業体における工事成績及び指名停止、法令違反等の状況については、構成員各自の数値とする。